

令和 8 年度第 1 回京都府食の安心・安全審議会

1 開催日時

令和 8 年 9 月 7 日(月) 14 時から 15 時 30 分まで

2 場 所

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都 第 5 会議室
(京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 番地)

3 出席者

【審議会委員】14 名

桑波田雅士会長、青山敏明委員、赤松健次委員、東和次委員、有地淑羽委員、
石川明美委員、川村幸子委員、東田和久委員、平田早紀子委員、牧克昌委員、
松尾信一委員、三嶋吉晴委員、森山敦子委員、渡邊幸彦委員

【京都府】関係職員

4 次 第

(1) 開 会

(2) 協議事項

- ・ 第 7 次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和 7 年度施策の実績・取組効果について
- ・ 令和 7 年度第 2 回食の安心・安全審議会（令和 8 年 3 月 23 日）における意見及び府の対応について
- ・ 令和 9 年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について

(3) 報告事項

- ・ 令和 7 年度食の安心・安全アンケート調査結果について
- ・ 京都府の食の安心・安全に係る取組について

(4) 閉 会

5 議 事

【会長の選任】

(事務局)

まず、協議事項に入る前に、今の任期における当審議会の会長を選任する必要があります。

また、会長が不在の場合に、その職務を代理していただく会長職務代理を会長に指名していただく必要もごさいます。

つきましては、最初に、当審議会の会長の選任をお願いしたいと思います。京都府食の安心・安全推進条例施行規則第6条により、「会長は委員の互選によりこれを定める」こととされておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員)

昨年度まで会長の職務代理を務めておられた桑波田委員に会長をお願いしてはとありますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、ご提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。(異議なし)

委員の皆様の御賛同もいただきましたので、桑波田委員に会長をお願いしたいと思います。お引き受けいただけますでしょうか。

(委員)

皆様方から御指名いただきましたので、御受けさせていただきます。

(事務局)

それでは、桑波田会長には会長席にお移りいただきまして、以後の議事運営をお願いいたします。

【会長職務代理の指名】

(会長)

最初に、食の安心・安全推進条例施行規則第6条第3項により、会長は予め職務代理者を指名することになっております。私といたしましては、青山委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員異議なし)

(委員)

それでは、会長からの御指名でございますので、僭越ではございますが、お引き受けいたします。よろしくお願いします。

【協議事項】

(会長)

それでは、本日の協議事項の1つ目、第7次京都府食の安心・安全行動計画に基づく令和7年度施策の実績・取組効果について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の1-1と1-2をご覧ください。本計画は、昨年が第1年目ということで、1年目の実績について御報告させていただきます。資料1-1につきましては、各項目や目標数値、達成状況を一覧にしてお示ししております。また、資料1-2につきましては、個々の取組の実績について詳しく記載しております。

第7次行動計画は3つの柱から構成されており、柱1「生産から消費に至る食品の安全性の確保」に関する取組が12項目、柱2「食品関連事業者の自主的な取組の促進」に関する取組が9項目

目、さらに柱3「消費者への情報提供の充実と相互理解」に関する取組が7項目ございます。このうち、私からは目標に達しなかった5項目と目標を大きく上回った2項目を中心に御説明いたします。

まず、未達の項目から御説明いたします。資料1-1の3ページ及び資料1-2の16ページをご覧ください。⑮「HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催」でございます。25回の開催予定のところが24回でした。未達の理由については、受講希望者数や受講すべき方の人数をある程度保健所で把握しており、24回の開催で十分受講対象者が受講できたため、結果的に24回の開催となったものになります。受けるべき人は受講できていたため、数値としては未達になりますが、目的は十分達成できております。

未達の項目の2つ目、資料1-1は同じく3ページ、資料1-2は19ページをご覧ください。⑰「きょうと 健康 おもてなし 食の健康づくり応援店の登録」でございます。エネルギー表示や野菜たっぷりメニュー、塩分控えめメニュー、アレルギー表示に取り組む飲食店等を登録している制度でございます。873店舗を登録する目標に対して823の実績で、計画比94%でした。制度を広く周知し、新規の登録店舗もございましたが、登録を辞退される店舗があったことから、結果的に計画比94%となりました。登録を辞退された理由をお聞きしておりますと、制度に不満があるといったことではなく、例えば、野菜たっぷりメニューであれば価格高騰等の影響で登録を辞退せざるをえなかったという店舗もあったと聞いております。令和8年度につきましても、引き続き制度を周知し、今年度の目標904店舗に向けて進めて参ります。

未達の項目の3つ目と4つ目、資料1-1の4ページ、資料1-2は22、23ページをご覧ください。⑲「京都府みどり認定の拡大」及び⑳「特別栽培米など環境にやさしい農業の推進」でございます。⑲「京都府みどり認定の拡大」では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者を認定する制度でございます。目標値600名に対し実績が420名ということで、計画比70%でした。その理由につきましては、この認定の前身にあたるエコファーマー認定の認定期間が5年であり、更新に当たらない方は京都府みどり認定を受けられなかったということもございまして、気象変動によって環境負荷低減の取組の推進が難しい状況であったため、数字としては未達になっております。ただ、令和9年度以降、環境直接支払交付金にこの京都府みどり認定が要件化されるため、今年度の認定については260人程度増加する見込みでございます。

また、⑳「特別栽培米など環境にやさしい農業の推進」も環境負荷低減の取組になりますが、こちらにつきましても、計画2,750haに対し2,459haで計画比89%と未達でした。特別栽培米や京都こだわり農法、有機農業、環境直払それぞれの取組の総面積が2,459haで、令和6年度の実績よりも194ha減少しております。環境負荷低減の取組は安定して生産することが難しいですが、特別栽培米につきましても昨年度と同程度の取組面積を維持することができております。また、⑲「京都府みどり認定の拡大」と⑳「特別栽培米など環境にやさしい農業の推進」の両取組は、普及センターを中心に、今年度も農家の方々への支援や制度の周知を行い、拡大に努めて参ります。

最後に、資料1-1の4ページ、資料1-2は22ページをご覧ください。㉔「府民の京都の食に対する理解促進に向けた『京の食文化の語り部』による講演会の開催」でございます。講演会の受講者数400人の目標に対して277人で計画比69%でした。この講演会は参加型とオンラインで行っております。参加型につきましては、昨年7月11日、10月5日、令和8年1月24日と3回行っており、オンラインに比べて参加型の講座の方が参加者の満足度が高く、また、学習効果が上がるということで、参加型に注力している状況です。今後は、オンラインの参加者数を伸ばしていくため、コンテンツの追加や内容の充実に取り組むとともに、周知の方法も改めて参ります。

続きまして、大きく目標を上回った項目について御説明させていただきます。資料1-1の1ページ及び資料1-2の5ページをご覧ください。⑤「二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生状況調査」でございます。毎年72回の検査計画のところ198回検査を行い、計画比275%と、計画をかなり上回って検査を行っております。理由は、令和7年5月に下痢性貝毒が確認されたことから、その海域のプランクトン調査を週1回実施することにより、安全性を確保する取組を進めたためです。

大きく目標を上回った項目の2つ目、資料1-1の5ページ及び資料1-2の32ページをご覧ください。㉕「緊急時の食に関する対応研修会の開催」でございます。毎年200名の方々を対象に、防災や食中毒などの災害時の研修を実施しております。参加人数200人の計画に対し630人の参加があり、計画比315%でした。その理由としましては、保健所や農政課において、一般の方々から給食施設の職員まで幅広く対象に、横断的に緊急時の食に関する対応研修を進めることができたためでございます。昨今、災害や地震が多発しておりますので、その中で食の安全をいかに確保

していくかについて、多くの方に興味を持っていただき進めることができたと考えております。

その他の取組につきましては、概ね順調に計画に沿って進めております。簡単ではありますが、私からの報告は以上とさせていただきます。

(会長)

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見等ございましたらお願いします。

(委員)

特別栽培米の件です。京式部は生物を守るという宣伝方法をあまり行っていないと感じます。例えば、島根県雲南市や兵庫県の豊岡市ではコウノトリ、会津ではメダカを守ろうというイメージで宣伝されており、生物を守るために農薬を減らしているという売り出し方は、私たち消費者に響くと思います。京式部は拘っているところが見えにくいため、宣伝してファンを増やしていただけたらと思いますし、京都新聞や高島屋の委員と一緒に盛上げていただきたいと思います。

(事務局)

ご指摘のような生物保全のPRと結びつけたという形ではありませんが、京式部は京都の名前を冠して食用米としている商品がない中、農水省の協力もいただきながら作ってきた品種でございます。生産者にとって作りやすいものということからスタートしておりますので、消費者の皆様はPRするところが力不足かもしれませんが、消費者の皆様への訴求方法については、今後、団体の皆様と一緒に研究していきたいと思います。

(委員)

⑮「HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催」と⑳「府民の京都の食に対する理解促進に向けた『京の食文化の語り部』による講演会の開催」に関する質問です。

⑮HACCP講習で、24回の開催で参加者の受講機会が確保できたということであれば、目標を達成できたと言えます。次回も25回に達しなかった場合も、また計画を達成できないことになってしまうので、この数値目標の考え方はどうなのかと思います。

㉔「府民の京都の食に対する理解促進に向けた『京の食文化の語り部』による講演会の開催」については、コロナ渦も終わり、あじわい館で行う参加型の方に人気が出るのは当然の結果だと思います。しかし、そうするとオンラインの方が参加しにくくなり、オンラインの数字が足を引っ張ってしまうことになっていきますので、事務局から、オンライン参加者数を工夫して増やしていくと説明がありましたが、今のご時世、参加型が魅力的になってきている中で、参加型とオンラインの評価を一緒に考えるのはどうなのかと疑問に思いました。

(事務局)

⑮「HACCPの定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催」の開催数の考え方につきまして、実際の参加人数を評価数値とする見方もありますが、飲食店等の実際に業務に従事しておられる食品衛生責任者の方々は、予定が合わず受講を見送っているケースが非常に多いと認識しておりますので、25回開催することによって受講の機会を確保することに力を入れている状況でございます。

(事務局)

㉔「府民の京都の食に対する理解促進に向けた『京の食文化の語り部』による講演会の開催」につきまして、ご指摘いただきましたとおり、オンラインの視聴が伸び悩んでおり、令和5年度実績で401であったところが、想像以上に会場参加を望まれる方が非常に多く、オンラインの視聴者数が少なくなっています。オンラインはあじわい館のYouTubeチャンネルにおいて動画を掲載していますが、新しい情報を提供するとともに、新たな視聴者へのPRも併せて実施していくことで、オンライン視聴者数を伸ばしていく必要があると考えているところです。

(会長)

指標の部分に関しては、毎回質問が出ていると思います。例えば「指導数」や「指導率」が混在し、また、「調査数」という単位に「件」や「回」が混在しているため、できるだけ指標や単位を統一した方が府民の方も読みやすくなると思います。2列に併記するなど、検討をお願いします。

(委員)

私も⑭「府民の京都の食に対する理解促進に向けた『京の食文化の語り部』による講演会の開催」に関して質問です。オンライン動画はどのような形で周知されていますか。

(事務局)

オンライン動画の周知につきましては、あじwai館や京都府のホームページで周知しております。

(委員)

普段からの府政やあじwai館の活動に興味を持っておられる方へは一番良い周知方法かもしれませんが、できるだけたくさんの方に触れてもらう必要があると思いますので、今の周知方法だとそこから外へ広がることは難しいと思いました。即効的な周知方法はないかもしれませんが、SNSをよく使う若いヤングサポーターの方々に、それぞれお持ちの SNS、最近だと Instagram や TikTok の方が使われている方が多いと思いますが、ヤングサポーターの方々から SNS で取組内容を発信してもらってもよいかと思いました。

(委員)

HACCP 講習会についてです。HACCP が制度化されて 5 年目になり、HACCP の導入の段階は終わり、HACCP の定着の段階にあると思っています。記録を残すことは大変重要であるが、街の小売店で HACCP の記録をすることは、人手不足もあり、大きな負担になりますので、記録を無理なく続けられる方法を講習会の中で取り上げてほしいと思います。一般の飲食店向けにはなりますが、2026 年度に厚生労働省から HACCP の衛生管理について公表されていますので、参考にいただければと思います。

(事務局)

大規模な事業者もあれば個人経営の事業者もあり、一律に対応することは難しいと感じております。HACCP 講習会のような集合型の研修も開催しておりますが、6 年ごとに食品衛生法上の許可更新がありますので、保健所において、この更新の機会をとらえ、個別に相談に乗る体制を整え、小規模事業者にも対応しているところでございます。また、事業者にとっては記録が非常に負担でありますので、対面での許可申請、更新の機会をとらえ、受動的ではなく能動的な食品衛生管理ができるよう事業者へ指導をしております。さらに、記録のデジタル化につきましては、厚生労働省が日本食品衛生協会に委託し、記録アプリの活用を推進しております。デジタル化が全てではありませんが、事業者に応じて現場で指導しているのが現状でございます。

(委員)

特別栽培米の定義を教えてください。

(事務局)

世間一般の都道府県の中での特別栽培米の定義ということになりますが、例えば、肥料の窒素成分の数量が慣行栽培よりも半分以下、化学農薬の施用の回数が慣行栽培よりも半分以下の両方を満たして生産されているものになります。

(委員)

⑭「特別栽培米など環境にやさしい農業の推進」の項目において、特別栽培米などの環境にやさしい農法での取組面積が、計画比で 89%しか達成できていない、或いは、⑮「京都府みどり認定の拡大」では認定者数が計画比 70%しか認定されてないと評価されています。計画の数字は適切でないことも多いと思いますので、この数値だけを議論するのではなく、食の安心・安全を守るために取り組んだ内容や、それに対する成果について議論すべきではないでしょうか。事務局からの資料の説明は、数値だけに基いておりますので、不十分だと思います。数値は参考程度でよいと思いますので、食の安心・安全の取組に対してどのように取り組んだかという観点から重点的に説明してもらいたいと思います。先ほどの説明では、計画の数字のみに終始しており、具体的に何が実現できたのかの信憑性が疑わしく、ひいては資料の信ぴょう性までもなくなってしまうため、資

料の作り方や進め方、説明の仕方について、再度検討してほしいと思います。

(会長)

ありがとうございました。今後、ぜひご検討いただければと思います。

それでは、次の協議事項の令和7年度第2回食の安心・安全審議会（令和8年3月23日）における意見及び府の対応について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

まず私より、前回の審議会で行いました委員からの御意見を説明し、その後担当課より説明いたします。

資料2-1をご覧ください。前回協議事項の中で、数値目標の考え方について、鳥インフルエンザのウイルス学的検査、農薬販売店や飼料等製造業者への立入調査、食の安心・安全ヤングサポーターの養成に関して御意見をいただきました。さらに、裏面の報告事項の中では、鳥インフルエンザに関することと農作物の高温湯水対策についてご指摘をいただいております。今後の対応方針について、それぞれ関係課より説明させていただきます。

(事務局)

鳥インフルエンザに関して説明いたします。資料2-1の2ページ目をご覧ください。昨年度京都府で発生した鳥インフルエンザについて、発生した原因を突き詰めなければ、今後も発生することになると御意見をいただきました。昨年、京都府亀岡市で21年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。発生農場は平成29年に建設された比較的新しい農場で、温度や光関係をコントロールできる、窓のないウインドレス鶏舎になります。発生直後には国から専門家が来まして、すぐに疫学調査を実施し、消毒の不備の確認や鶏舎内を調べましたが、直接の原因を突き止めることができませんでした。ただ、全国的な傾向といたしまして、ウインドレス鶏舎での発生がかなり多い状況です。窓があり空気が流れている鶏舎の方が発生しやすいと思われがちですが、実際に発生しているのは空気を完全にコントロールできるウインドレス鶏舎になります。消毒や鶏舎専用作業服の着用の初歩的な対策はクリアしていることから、入気口からウイルスが侵入しているのではないかと考えており、全国的にも今話題になっています。そこで、入気口にフィルターや消毒装置をつけることによって、入ってくる空気を消毒する取組を、実際に昨年発生した鶏舎で進めております。費用は数千万円と高額であり、簡単にできるものではありませんが、農場と一体となり、考えられる対応を1つ1つ重ねていきたいと考えております。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、目標値の設定についてでございます。資料1-2ですと、3ページになります。③「養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ侵入監視のためのウイルス学的検査」について、資料1-2ですと、3ページになります。数値目標は、鳥インフルエンザの発生を防止するための対策に係る指標とすべきではないかという御意見をいただきました。数値目標はこれまでの侵入防止のためのウイルス検査回数といたしますが、御意見を踏まえまして、飼養衛生管理基準の遵守率や発生防止の対策状況、つまり①野鳥の侵入防止のネット設置、点検、修繕、②飲水消毒、③車両や長靴の消毒の三大予防対策について追記し、家畜保健衛生所が3月から10月の発生シーズンに毎月巡回しチェックを行うことで、今後も発生予防対策に努めていきたいと考えております。

続きまして、同じく資料2-1の1ページ⑦「飼料等製造業者、販売業者への立入調査」について、数値目標は調査件数ではなく適正率とすべきではないかと御意見をいただいております。資料1-2の7ページをご覧ください。これにつきましても、令和7年度取組内容・実績の箇所に、調査件数だけでなく調査の結果どうだったのか、不適切な製造・販売をしているところがなかったのかわかるよう、適正件数と適正率について地域別に示しております。

(事務局)

続きまして、資料2-1の1ページをご覧ください。②「学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成」につきまして、目標数値が登録者数であると具体的な活動が把握しにくいことから、目標数値はヤングサポーターの延登録者数ではなく、活動した人数の方がよいのではないかと御意見をいただいております。御意見を受けて、資料1-2の28ページに具体的な取組の実績を追記いたしました。登録後の活動につきましては、実働で活動していただける171名のヤングサポーターに対し、食に関する様々な情報を昨年度27回発信しています。また、イベントにス

スタッフとして参加していただいております。昨年8月に開催した食育トークショーでは、受付業務をしていただいた後、講演も聞いていただきました。また、11月の農林水産フェスティバルでは、食のみらい宣言・実践活動コンクールの特別賞を来場者の方々に投票して選考いただくのですが、ヤングサポーターに投票の呼びかけをしてもらいました。さらに、2月に開催したきょうと食の安心・安全フォーラムにもスタッフとして、受付業務や誘導業務にあたってください、さらに講演も聞いていただいて、消費者と生産者の信頼づくりの大切さについて学んでいただきました。このような活動を通じて食に関する意識向上に繋がったと考えております。それ以外では、先ほど委員からも御発言がありましたが、今後、ヤングサポーターの方々に、若者向けに発信をしていただきたいと考えますので、御意見を参考にさせていただきます。

(事務局)

続きまして、資料2-1の1ページをご覧ください。⑥「農薬販売店への立入調査」についてです。数値目標は調査件数ではなく適正率とすべきではないか御意見をいただいております。資料1-2の6ページをご覧ください。この調査の目的は、遵守すべきことをつい忘れてしまう販売店に対して1件でも多くアプローチを行い、注意喚起することが重要だと考えておりますので、やはり、数値目標は調査件数としたいと考えております。

続いて、資料2-1の裏面をご覧ください。農作物の高温渇水対策について、米の価格が高騰している要因と今後の見通しについて教えてくださいと御意見をいただいております。この件につきましては、前回の審議会時に、価格は需要と供給のバランスで決まり、令和6、7年にかけては供給の方が少なかったため価格が上がり、今後は生産量が増えていることから、価格は一定落ち着いてくる見通しであることを回答しておりますが、委員の皆様は1点お伝えしたいことがあります。資料2-2をご覧ください。実際に生産者の目線から見た、今回の価格高騰の経過や、生産費と価格の推移について、補足をいたします。まず、図1は近年の米価と生産コストの推移ということで、棒グラフがコストで、折れ線グラフが米価です。令和元年から7年までのほとんどの年において、米価は生産費を下回っており、ほとんどの年で赤字の状態であることをわかっていただけるかと思います。令和4年からは物価高騰の影響で生産費が上がってきています。米の値段も上がってきていますが、これは物価の影響ではなく、令和5年からの米不足より供給が逼迫したことによって値段が上がってきているものです。昨年や一昨年は確かに米価が高く、昨年は生産費を上回る米価となりましたが、それでも米価が生産コストを上回っているのは昨年の1年だけという状態が見えていただけるかと思います。

また、図2は長期的な米価の推移を示しており、平成2年から令和7年までの35年間の推移となっております。図1の生産コストを見ていただきますと、令和元年から6年、7年は推計値で仮に置いてみただけですが、令和6年までを平均すると26,800円程生産コストがかかります。途中から物価高で生産コストが上がってきていますが、それまでの令和元年から3年では、平均24,000円程です。この30年間では、ほとんどの年で米価が生産コストを下回っており、生産者からすると大変苦しい中でどうにかやりくりをして経営をされているという実態を御理解いただけたらと思います。

(会長)

今の説明に関して、御意見等ありましたらお願いします。

(委員)

米の価格についてです。私も、実家で米を作っていますが、特別栽培米を作ろうとすると、非常に労力がかかります。また、実際に農業をやっておられる方は高齢の方が多いです。それらの点を踏まえると、米の価格が上がってもしょうがないと思います。米を作るためには、機械を購入したり、雑草を防ぐために草刈りをするなど、生産コストや労力がかかなりかかりますので、そういう点も加味して考えていただけたらと思います。

(委員)

ヤングサポーターの件です。コンシューマーズ京都のインターンシップ生が受講させていただいており、勉強になったとの感想を聞いております。インターンシップ生より、情報発信について、今の若い方は、XやFacebookは使わないのでInstagramに変えた方が良いと言っておりますので、参考にさせていただければと思います。

(事務局)

ご指摘の点につきましては、先日の研修で、インターンシップ生よりずばりと言われまして、いかに間違った方向に発信していたのかというのを改めて気づきましたので、ターゲットに応じた発信方法を検討していきたいと思います。

(委員)

ありがとうございました。

私も休耕田を1枚借りて、へとへとになるぐらい水やりが大変だった経験があったことから、大変なご苦労の中米を作っておられるのがよくわかり、感謝しながらいただきたいと感じています。米の値段が上がったおかげで休耕田が何枚か元に戻ったということもありましたので、値段が高いばかり言ってはられないなどは実感していますが、高い米を買うことはやはり大変なので、いろんな価格帯の米があっていいと思います。宣伝や取組により特別栽培米のブランド価値を上げてほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

協議事項2につきまして、御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。今報告いただいた内容は、非常にわかりやすかったと思います。今後も、どのように取り組んで、結果こうなりましたという説明をしていただきますよう、お願いいたします。

それでは、協議事項3、令和9年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

資料3をご覧ください。令和9年度食品等の収去検査計画策定のための意見聴取についてです。この収去検査計画につきましては、食品衛生法第24条に基づき、毎年度策定する食品衛生監視指導計画の取組の1つとして、計画的に製造所や販売店から食品等を無償でサンプリングし、理化学検査、いわゆる機器分析や、微生物検査等を実施するものでございます。来年度の監視指導計画に反映するため、例年の通り、これまでの検査実績や食品を取り巻く社会情勢、消費者の関心の程度などを考慮した具体的な検査項目、食品等の種類、検体数などに関するご意見をお聞かせいただきたいので、来る9月25日金曜日までに、所定の様式によりFAX、電子メール等により、お知らせいただきますよう、お願いいたします。なお、様式は3ページ、4ページにわたって掲載しており、また参考として、本年令和8年度検査計画及び令和7年度検査結果を添付しております。

続きまして、別添1をご覧ください。令和8年度の収去検査計画でございます。列の左から「国産・輸入の別」「食品等の種別」「検査対象食品」「検査項目」「検体数」「検査項目数」となっており、5ページ、6ページが国産品、7ページ目が輸入品となっております。国産品が614検体、35,461項目、輸入品は136検体、7,118項目で、国産、輸入品を合わせて750検体、42,579項目の検査を予定しております。なお、令和8年計画につきましては、昨年度の計画から、違反状況、検出状況等を鑑み、府内産牛肉における動物用医薬品の検査を4検体削減、府内産鮮魚介類におけるクドア属の検査を4検体拡大し、現在、検査計画どおりに検査を進めております。

次に、別添2をご覧ください。昨年度の検査実施結果です。同じく、列の左から「国産・輸入の別」「食品等の種別」「検査対象食品」「検査項目」「検体数」「検査項目数」、そして「違反等発見数」となっております。昨年度は、国産、輸入を合わせて750検体、42,536項目の検査を実施し、2件の基準違反を確認いたしました。9ページ目の「生食用牛肉」の成分規格で腸内細菌科菌群の検出、10ページ目の「さやいんげん」の農薬の残留基準値超過で、それぞれ1件ずつ違反がございました。ここれらの事案について、関係機関と連携し、流通調査や原因究明、再発防止策の指導など必要な措置を速やかに講じることができました。また、これらの食品の摂取による健康被害の発生は確認されませんでした。

(会長)

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問や御意見等ありましたらお願いいたします。

(委員)

輸入の大豆は新開発食品の種別になっておりますが、新開発食品とはどのような食品でしょうか。

(事務局)

新開発食品とは、例えば、乾燥に強い、虫がつきにくいなど、もともと自然界にはなく、人間が意図する効能を付加するため、遺伝子組換え技術を利用した農作物を使用したものです。

(委員)

サプリメントなどのことでしょうか。

(事務局)

サプリメントではありません。作物の遺伝子を組み換えて特殊な性質を持った農産物にしているものです。

(委員)

遺伝子組換え大豆は30年ぐらい前から出てきていますが、人体に影響が出たという報告は聞いていません。遺伝子組換え大豆は良くないような表現がされており、どうなのかなと思ったところです。

(委員)

補足になりますが、基本的に海外の大規模農場では組換え遺伝子による耐性付与が非常に重要で、除草剤耐性のものがよく知られております。また、表示上、分別生産流通管理をした上で混入率が5%以下であれば特別な表示を要さないという5%ルールというものがあります。様々な気候変動がある中で、知らないうちにこのような遺伝子組換え食品が使われている場合もあるので、この検査は非常に重要だと思っています。

(委員)

中国からの輸入品が話題となっています。基本的には大丈夫だとは思いますが、漬物やキムチにして食べるものが少し不安だと感じています。また、最近業務用スーパー等で冷凍の野菜が多く流通し、私達もよく使うようになってきていますので、このようなところにも気を付けていただきたいと思います。

もう1点、安全とは異なるかもしれませんが、九条ネギの産地偽装問題がありましたが、九条ネギの定義はどのようなものでしょうか。

(事務局)

中国等から輸入している冷凍野菜は非常に多くなっています。生鮮の状態では輸入すると、鮮度が落ちて商品価値がなくなってしまうため、ある程度加工して輸入しています。また、漬物の話がありましたが、例えば中国で塩漬けにしたものを日本に輸入し、その後、日本の業者が加工し販売しているものもあります。本来、輸入品は日本国内に入るまでに検査をして、日本の基準値をクリアしているか検査しますが、平成10年台後半ごろから検疫での検査から漏れてしまっているものがあることが注目されました。“輸入品は国が検査を行っているため京都府では検査の必要はない”というのではなく、府民の手元に届くものに問題がないか確認するため、京都府の収去検査計画の中に輸入品も組み込んでいます。実際に輸入品の検査で基準違反が判明することもありますし、全体の750検体の中で違反状況等を考慮しつつバランスを見ながら、計画を立てています。

(事務局)

九条ネギの定義について、制度上の定義はないのが現状です。京都府が京の伝統野菜の九条ネギとして商標を取ろうとしましたが、そのころには一般名称化しているため取ることができませんでした。ただ、このような状況の中でも、京の伝統野菜「京都の九条ネギ」をしっかりと消費者に示さなければならないということで、「京のブランド産品」として京都府内で作られ検査をされたものを、京都の九条ネギとして進めています。〇〇産九条ネギというものはたくさんありますが、京都で作られたものを九条ネギとして進めています。

(会長)

そうしましたら、本議題に関しましては、了承いただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。報告事項1の令和7年度食の安心・安全アンケート調査結果について、御説明をお願いします。

【報告事項】

(事務局)

資料4をご覧ください。昨年度と大きく変わったところはありませんが、特徴的なところについて御説明させていただきます。資料の3ページの問1、食の安心・安全について、どのように感じていますかという質問に対しまして、令和7年度の回答につきましては、「安心」「どちらかという」と安心」という方がそれぞれ13.5%、75.2%であり、前年度に比べると安心だと感じていただいている方の割合が11.6%増えています。また、不安と感じた理由は、価格の高騰や生産者の減少であり、こちらも令和6年度と同様となっております。

資料の4ページの問2、あなたが特に関心を持っていることは何ですかという質問に対しまして、食中毒や食品添加物に関心が高い傾向は従前の通りでした。5ページの年度別の棒グラフをご覧くださいますと、「BSE、鳥インフルエンザ」の項目がございます。昨年度、府内で鳥インフルエンザが発生したにもかかわらず、ここの数値は上がっておらず、これは、鶏卵・鶏肉の安心・安全についての啓発の成果だと感じており、消費者の方は大変冷静に対応していただいたと思っております。

資料の6ページの問3、食品の安全に関する情報について、どこから得ることが多いですかという質問に対しまして、インターネットやSNSを通じて情報を得るという方が3分の1を占めています。先ほども申しましたが、今後はターゲットに合わせたツールで発信していく必要があるなど考えております。

資料の8ページの問4、食品を購入する時に、食品の安全についてどのような点を考慮していますかという質問に対しまして、消費期限や賞味期限を購入の際に判断材料にされているということであり、概ね従来通りでした。

最後になりますが、資料の10ページの問5、京都府がさらに強化すべき取組は何だと思いますかという質問に対しまして、ほぼ昨年度と同様で、残留農薬や食品添加物の検査、監視について強化してほしいという結果でした。また、11ページの帯グラフをご覧くださいますと、「特にない」と回答された方が10.5%と、前年度より上がっております。問1では「安心です」と回答された方が増えており、この問5の「特にありません」と回答された方も増えていることから、今まで通り、きちんと安心・安全の取組を継続してくださいというメッセージであると思っております。

(会長)

ただいまの報告に関しまして御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後の報告事項に移ります。京都府の食の安心・安全に係る取組について、お願いします。

(事務局)

資料5をご覧ください。昨年度末及び今年度発生した食中毒事案について共有いたします。令和8年3月25日、京田辺市内の飲食店で1件、3月26日に南丹市内の飲食店で1件、いずれもノロウイルスを原因とした食中毒と断定し、営業停止処分を行いました。また、直近の8月10日には、宇治市内の弁当・そうざい店が提供した弁当で、黄色ブドウ球菌を原因とした食中毒が発生し、同様に営業停止処分を行っております。

続けて、京都府の食中毒予防啓発に係る取組を御紹介いたします。京都府では毎年7月1日から9月30日の期間を「食中毒予防推進強化期間」と定め、夏場に多発する食中毒の予防推進・啓発に取り組んでいます。この期間、食中毒が発生しやすい高温・多湿時に「食中毒注意報」を発令し、食品事業者をはじめとする府民の皆様に対して広報啓発活動を実施し、食中毒の効果的な予防を図っています。今年度の状況といたしましては、先週末時点までで、京都府南部地域に4回、北部地域に4回、そして全域に5回発令しているところでございます。

(事務局)

資料の 9 ページをご覧ください。久美浜湾における養殖トリガイの貝毒検出についてです。昨年、下痢性貝毒が検出されたところではありますが、今年度につきましては麻痺性の貝毒が発生しました。貝毒は毒を持ったプランクトンをトリガイが食べた時に毒を蓄積し、それを食べた人が下痢や麻痺症状の食中毒を起こすものでございます。今回は、5 月 8 日に採取した、今年度出荷前のトリガイから麻痺性貝毒が検出され、出荷の自粛をしております。トリガイは温度が 30 度を超えると、味が落ち、温度が上がるほど繁殖の方に力を入れてしまい、身がやせてしまいます。今年につきましては 7 月 22 日に、久美浜で貝毒の発生があったものについては、出荷を全面的に断念している状況でございます。貝毒発生のメカニズムやどこに毒がたまっているかについてはまだわかっていない状況ですので、どのように毒を含んでいるか、あるいは、毒を避けて出荷できるかという点について現在研究を行っており、来年度以降は出荷できるよう頑張っているところでございます。

(事務局)

資料の 10 ページをご覧ください。きょうと食の安心・安全フォーラムを開催いたしました。これは消費者と生産者を繋いで府内産の食品への信頼の向上や京都府産の食品のファンづくりを目的に、京都府食品産業協会様、京都府生活協同組合連合会様、コンシューマーズ京都様京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会様と京都府で実行委員会を組んで開催しているものです。去年は、農業者の奥村様、食品事業者の株式会社鼓月様、鶏卵生産者の三和鶏園様に、それぞれの取組について紹介いただき、意見交換を行って、消費者に理解を深めていただきました。

続いて、別冊の「第 5 次京都府食育推進計画」の資料をご覧ください。この 3 月に、第 5 次京都府食育推進計画を策定いたしました。これまでから、幼稚園や学校、地域等の幅広い主体と一緒に食育を進めていきましたが、今回の計画の特徴といたしましては、「生活自立期を中心とした大人の食育の強化」ということで、進学や就職により一人暮らしを始める若い世代の食の乱れが課題としてありますので、若い世代をターゲットとした食育の強化を進めて参ります。また、「持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化」ということで、農林水産業の体験等を通じて農林水産業への理解を深めていただき、将来の職業の選択の 1 つに農業を選んでもらえるよう、取組を進めております。今後、食育の推進に向けて、委員の皆様にも御協力をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいまの報告に関しまして、御質問やコメント等ありましたらお願いいたします。

特にございませんでしたら、進行を事務局に戻します。よろしくお願いいたします。

【閉会】